

三木市太陽光発電施設の設置に関する条例（素案）の概要

●目的

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)において県への届出対象とならない太陽光発電施設のうち、一定の基準を越えるものを設置する場合に、市長への届出を義務付けることにより、災害並びに公害の防止及び景観並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。

●届出対象の太陽光発電施設

- 発電出力50kw以上、事業区域の面積が5,000㎡未満の太陽光発電施設

※太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定に基づき届出を行って設置するものを除きます。

※建築物の屋根、壁又は屋上に設置するものは除きます。

●禁止区域の指定

設置者は、下記の区域を事業区域としてはならない。ただし、太陽光発電施設の設置に係る事業の内容等が、関係法令の定めにも適合したものであるときは、この限りではない。

- 砂防指定区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 保安林
- 農用地区域

※条例で定められた禁止区域以外にも、法令により届出や許可が必要な場合があります。（文化財保護法、宅地造成規制法など）

●近隣関係者への周知

設置者は、設置工事を行おうとするときは、あらかじめ、近隣関係者に対し、太陽光発電施設の設置等に関する計画について説明を行わなければならない。

●事前協議

設置者は、あらかじめ、三木市環境保全条例第19条の規定により市長と協議しなければならない。

●事業計画の届出

設置者は、設置工事に着手しようとする日の30日前までに、事業計画を市長に届け出なければならない。



工事完了
の届出



廃止の届出

●事業計画の変更の届出

※変更する場合は、左記に準じて届出が必要
※変更内容により近隣関係者への説明が必要

●事業者及び管理者の責務

- 関係法令等及び三木市太陽光発電施設の設置に関する条例の遵守
- 近隣関係者との良好な関係の構築

●市の責務

市は、条例で定められた施設基準が遵守され、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じる。

報告の徴収



指導又は助言



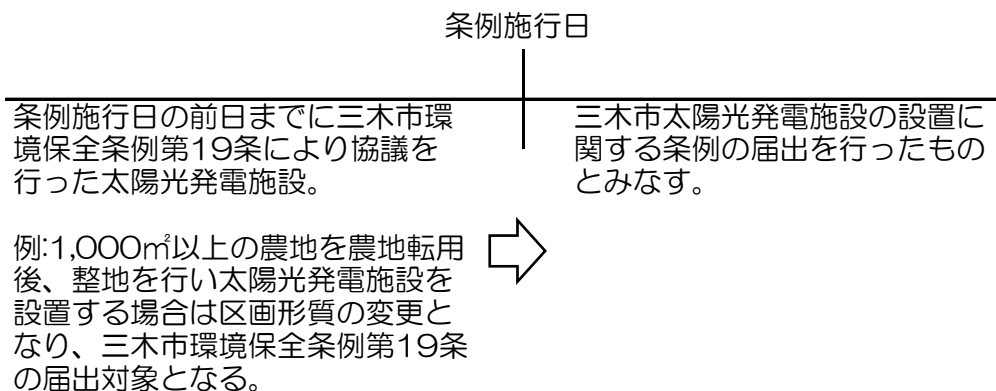
勧告



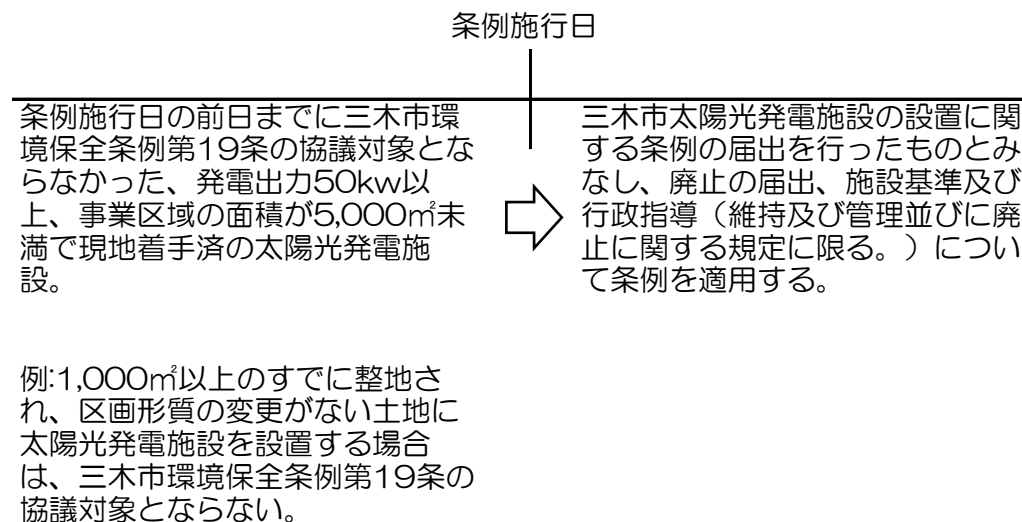
勧告に従わない場合は公表を行う。

●経過措置について

①.三木市環境保全条例により協議を行った施設



②.三木市環境保全条例により協議を行っていない施設



- 上記①と②に該当する施設については、変更の届出があるまでは、禁止区域、施設基準（景観及び生活環境の保全に関する事項、事故等の防止に関する事項）の適用を受けない。
- 禁止区域、施設基準（景観及び生活環境の保全に関する事項、事故等の防止に関する事項）の適用を受けるのは新たに増設される事業区域及び施設の部分のみとする。